

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

中小企業レポート

9

No.430

長野県中小企業団体中央会



特集

信州環境フェア2012

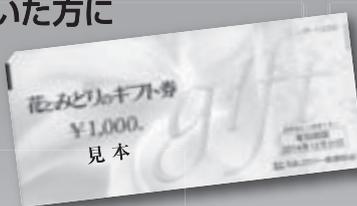
花とみどりの 住宅ローン キャンペーン



キャンペーン期間 2013年3月29日◆まで

「住宅ローン」をご利用いただいた方に

花とみどりのギフト券 プレゼント!



お借入金額
300万円以上
1,000万円未満

3,000円分

お借入金額
1,000万円以上

5,000円分

※審査の結果、ローンをおこわりする場合がございます。



●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊
中小企業レポート

2012

9

No.430

-
- 2 特集
信州環境フェア2012
-
- 4 労働者派遣法改正について
-
- 5 新理事紹介
-
- 8 ビジネスの視点
継続は価値なり ~その3~
-
- 9 労務管理のポイント
年俸制と残業代
-
- 10 税務会計Q&A
特別積立金の取り崩しを
行う場合の留意点
-
- 13 中央会インフォメーション
-



農民美術は洋画家山本鼎の提唱により北欧・ロシアの農民の作りだす野趣豊かで芸術性の高い民芸品に習い、大正8年信州上田、神川において誕生しました。

農閑期の副業として農村に生れた農民美術ですが現在では作者の殆どが専業となり、現代の生活にマッチするバラエティーにとんだ作品を製作しております。昭和57年には長野県指定伝統的工芸品にも指定されました。

表紙写真は農民美術（上田市）製作風景
（写真提供：上田市クラサワ工房）

特集

信州環境フェア 2012

8月25日（土）・26日（日）にかけて、第12回信州環境フェア2012が長野市ビッグハットにて開催されました。「考えよう！美しい地球を引き継ぐために」というテーマの下、地球温暖化防止や省エネルギーなどの環境保全の取り組みを推進して、持続可能な社会を構築するため県内各地より企業、NPO法人、学校、行政などが出展していました。

開会式では、長野市裾花小学校ポプラマーチングバンドの演奏などが行われ、引き続き「エコ川柳」コンテスト表彰式では、阿部守一長野県知事より受賞者へ表彰状が手渡されました。

受賞作品

【高校生以下の部】

コンセントぬいてふせげるおんだんか

作者：西村 菜緒子さん（松本市）

【一般の部】

省エネの冬は重ね着夏簾

作者：加藤 明美さん（長野市）

【シニアの部】

省エネは我が家自慢のへちま棚

作者：渡辺 朝美さん（長野市）



阿部知事と受賞者の皆様

協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター

<http://www.naganojihan.jp>

協同組合長野県中古自動車リサイクルセンターでは県内自動車販売店が使用済み自動車のリサイクルに取り組んでおり、全国的にも例を見ない自動車リサイクルのノウハウと実績を蓄積しています。



このまま助燃剤として電気炉や高炉に入れることができる

今後は現場で培われたノウハウを車の設計開発段階で活かすことによって、よりエコで環境にやさしい自動車を提案できるのではないかと考えられています。今回の展示では車のシートや内装などを取り除いて作られた「プレスガラ（エコプレス）」や、廃棄タイヤから作られた花壇用プランターなどが人目を引いていました。プレスガラは電気炉や高炉に投入すると助燃剤の働きをし、炉の電気消費量を抑えることができるため、鉄の原料になると同時に優れた燃焼補助効果があります。



株式会社サンジュニア

<http://www.sunjunior.co.jp/>

太陽の熱だけでお湯を作り出す太陽熱給湯システムで有名な株式会社サンジュニア（IT事業協同組合所属）は、そのノウハウを活かして家庭用太陽光発電システムを展示していました。このシス



(株)サンジュニアの太陽光発電システム

テムの発電量は地域、設置角、方位などにもよりますが太陽電池の種類に関わらず、3kWシステムで年間約3,000kWhの発電をすることができます。これは家族4人が年に使用する電気の約80%を賄える量です。また改めて従来の太陽熱給湯システムの経済性が見直されることも考えられます。



直富商事株式会社

<http://www.naotomi.co.jp/>

リサイクルを安全・正確に行うためには廃棄物の性状を正確に分析する必要があります。そのため直富商事株式会社（長野県資源回収協同組合所属）では、ヨウ化ナトリウムシンチレータ検出器を搭載した放射能測定機を導入し、放射性セシウムの測定を行っています。測定結果はサンプル1kg中に何ベクレル含まれているか（Bq/kg）で報告します。測定対象は「一般食品」「きのこ菌床



新基準に対応した放射性セシウムの測定が可能

用培地」「土壌改良材」「産業廃棄物」等ですが、その他につきましても相談により測定が可能です。



本誌7月号でも紹介した長野エポック株の水素酸素ガス発生カーボンクリーナー

体験コーナーでは、長野県産の間伐材を利用した椅子やマイ箸作りなどが行われ、多くの参加者で賑わいました。自然・環境保全研究発表会やパネル展も多くの参加者があり、環境問題への関心の高さがうかがえる様子でした。



臼田高校（佐久市）農業クラブのオリジナルえんぴつ製作

環境問題が地球規模に拡大し、その内容も多様化する中で、環境問題への対応は中小企業にとっても極めて重要な課題となっています。法令に基づく規制を受ける他、企業の社会的責任としての取り組みが求められており、自主的に環境問題に取り組む中小企業も多くなってきました。環境問題への対応をコスト増と捉えるのではなく、積極的な企業活動により生産性を高め、競争力を強化していくことが重要であることを感じさせる環境フェアでした。

新理事長に聞く

生産から販売まで 豊富なノウハウで、 木曽木材の価値をアピール。

木曽官材市売協同組合
理事長 野村 弘氏



比較的好調な業績

木曽五木をはじめとする良質な木曽木材・製材品を供給する木曽官材市売協同組合は、国有林材の販売を行う全国でも珍しい組合だ。組合員は木材生産業者、製材業者、建築業者、木工業者など、木材関連全職種を網羅。いずれの組合員も世代交代がすすみ、それぞれの意欲と行動力の発揮が期待されている。

ここ数年、県の森林整備材が出始め、カラマツ、杉といった低価格材が出回るようになってきた。外材で生産されていた針葉樹ベニヤに信州カラマツの使用が増えつつある。野村弘理事長は組合としての業績は比較的好調と、次のように話す。

「組合員が全職種にわたるので、原木を山から伐り出してくるノウハウ、建築向け、木工向けなどの製材ノウハウを持ち、中部森林管理局の委託材の土場入札をはじめ、原木・製材品の販売も一手に引き受けています。求められる相場を確実に把握できる強みを活かし、業績を伸ばしています」



定例市でのセリ風景

品質・規格の統一化が課題

木曽檜を筆頭に、木曽材は高級建築用材の評価が定着している。建築用材はプレカットが一般的だが、木曽檜は大工が手でかんなをかけるような、昔ながらの家造りでこそ価値が出る。「その価値を理解する工務店や施主が少なくなっているのが悩み。もっとも、木曽檜をブランドにして売る工務店への我々の対応が遅れたという側面もあります」と野村理事長は明かす。

打開策のひとつとして、製材品の品質・規格の統一化をあげる。「木曽の製材業は家内工業的で、機械もまちまち。同じ四寸の柱でも微妙にサイズが違います。基幹産業である木を維持していくためには各製材工場が品質・規格を統一することが必要。そうすれば需要面で外材に対抗できるのではないかと思います」。

もうひとつの課題は、林業に携わる人材の育成だが、国の長期的な林業政策が示されないと人や設備への投資がしづらいというジレンマも抱える。

野村理事長は次のように抱負を語る。「国有林材、民材問わず、生産された木材を効率良く製材し、より高く売れるよう付加価値を上げていくシステムを構築したい。ノウハウを活かし、木曽の林業振興のために頑張っていきたいと考えています」。



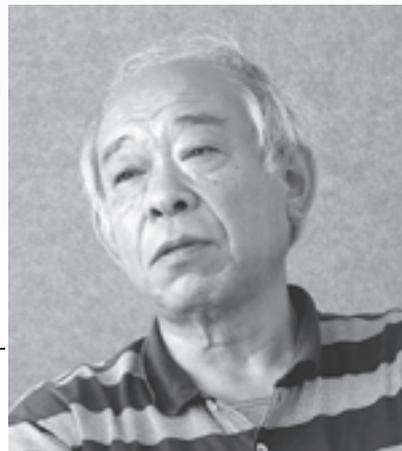
製品展示場

- 組合名 木曽官材市売協同組合
- 住所 木曽郡上松町正島町2-45
- 主な事業 木材等の共同販売（産地市売り）
- 組合員数 23人
- 設立年 昭和31年

新理事長に聞く

チャンスを活かして、 農業を魅力ある産業に。

長野県種苗生産販売協同組合
理事長 矢花平太郎氏



農業を魅力ある産業に

長野県は行政、農業関係団体、種苗関係団体が一体となって県原種センターへの種苗生産を一元化。試験研究機関の研究成果をスピーディーに生産者に普及させる取り組みに、全国に先がけて取り組んできた。それを具体的に担ってきたのが、種苗の共同生産・販売・購入・備蓄保管等の共同事業を目的に、昭和37年設立された長野県種苗生産販売協同組合だ。

「いかに農業後継者を育て、農業を魅力ある産業にしていくか。それが当組合の課題です」と、矢花平太郎理事長。設立50年の記念すべき節目の今年、新理事長に就任した。

従来の“個人事業主”としての農家に加え、さまざまな業種から農業法人として農業に参入するケースも増えている。農業者が農業生産だけでなく、食品加工、流通・販売にも主体的に関わる6次産業化の動きも活発になりつつある。

「例えばファミリーレストランの定番、ベビーリーフは水耕栽培が盛んな野菜ですが、これだと農家だけでなく企業も6次産業に参入できる。当組合としても種の供給先が増え、しかも種の回転率が非常に高いのでメリットは大きい。6次産業化や水耕栽培などの新農法は大きなチャンスととらえています」



組合員店舗

専門家としての知識を活かして

これから当組合をどう舵取りしていこうと考えているのか。矢花理事長は、個々の組合員が種苗の専門家として生産者等をリードしていく役割を担うことだと強調する。

「農協、農家と積極的にコンタクトを取って情報交換し、種苗の専門家としての知識を活かして力になっていく。そうすることで農業を魅力ある産業にできるはずです。とにかく良い産地を維持していくことが大事。外国産の安い野菜と、新鮮で安全・安心な長野県産の野菜、消費者はどちらを買うでしょうか。そのためにも、我々ももっと長野県産野菜の良さをPRしていく必要があると思います」

さらに、福井で生まれたコシヒカリが全国ブランドになったように、長野県産種苗の開放と全国ブランド化への取り組みも大切だと言う。全国に販売していくことで種苗業界の市場は確実に広がるからだ。

矢花理事長は「6次産業化を視野に入れ、異業種を含めた勉強会なども積極的に行っていきたい」と意欲を見せる。



組合員店舗

- 組合名 長野県種苗生産販売協同組合
- 住所 長野市市場4-1
- 主な事業 種苗の共同購入・共同販売等
- 組合員数 31人
- 設立年 昭和38年

平成24年10月1日 労働者派遣法が変わります!

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務等が課されます。
ここでは、派遣先に関する内容についてご紹介します。

1 離職した労働者を
離職後1年以内に
派遣労働者として
受入れることの禁止

○派遣先で直接雇用していた労働者を、派遣先を離職後1年以内に派遣労働者として受入れることを禁止

- ・注1: 派遣先とは、事業者単位であり、事業所単位ではない。
- ・注2: 定年退職者は禁止対象から除外。
- ・注3: 派遣される労働者が、離職後1年以内の者(直接雇用していた者)である場合は、書面等によりその旨を派遣元事業主に通知しなければならない。

2 派遣先の都合で
派遣契約を解除する
場合に講ずべき措置

○派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用の負担等の措置を講ずるよう義務化(労働者派遣契約に盛り込む)

- ・注: 新たな就業機会の確保とは、派遣先及び関係会社等での就労機会の確保等をいう。

3 均衡待遇の確保
への協力

・派遣元事業主の義務である、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者等との均衡を考慮した賃金決定や、教育訓練・福利厚生の実施等の配慮への協力

○派遣元事業主による均衡待遇の確保に向けた措置が適切に講じられるよう、必要な情報を派遣元事業主に提供する等の協力を努力義務化

- 協力とは、派遣元事業主の求めに応じ、
- ①派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準、教育訓練等に関する情報を提供するよう努めること。
- ②派遣労働者の職務の評価等に協力するよう努めること。

4 労働契約申込み
みなし制度
【施行日は
平成27年10月1日】

○派遣先が、一定の違法派遣を受入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす(1年間には申込みを撤回できない)

- ・注1: 違法派遣について、派遣先に過失がない場合を除く。
- ・注2: 違法派遣とは、派遣禁止業務への従事、無許可・無届の派遣事業主からの受入れ、派遣期間を超えて受入れた場合、いわゆる偽装請負(実態が派遣)の場合をいう。

5 日雇派遣の原則
禁止
【参考: 主に派遣元】

○日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者(日雇労働者)について、労働者派遣を禁止

- ・注1: 雇用契約は派遣元と労働者との契約であり、派遣先における派遣期間は、日々又は30日以内の派遣契約でも可能。
- ・注2: 例外あり...政令業務のうち17.5業務、60歳以上の者、昼間学生、生業収入が500万円以上の者(生計を一にする者を含む)

6 グループ企業への
労働者派遣の8割
規制
【参考: 主に派遣元】

○あるグループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣する割合を8割以下に制限
グループ企業の範囲は、

- ①派遣元事業主が連結子会社の場合...派遣元事業主の親会社、親会社の子会社(連結決算の範囲で判断)
- ②派遣元事業主が連結子会社でない場合...派遣元事業主の親会社等、親会社の子会社等(議決権や出資金の過半数等により判断)

- ・注1: 派遣割合は労働時間で計算。また、定年退職者は算定から除外する。

●労働者派遣法(改正法)に係るお問い合わせは、長野労働局職業安定部需給調整事業室へ TEL: 026-226-0864

推薦貸付制度拡充のご案内

中央会と商工中金で行っている「中央会推薦貸付制度」について、下記の通り「再生可能エネルギー活用支援」「海外展開支援」「組合間連携支援」を共通支援テーマとして追加設定し、拡充されました。

※具体的な支援対象テーマ

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 新設組合支援 | <input type="checkbox"/> 女性・子育て支援 |
| <input type="checkbox"/> ものづくり支援 | <input type="checkbox"/> 環境対策支援 |
| <input type="checkbox"/> 地域資源活用支援（農商工連携を含む） | <input type="checkbox"/> BCP支援 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継支援 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー活用支援（追加） |
| <input type="checkbox"/> 海外展開支援（追加） | <input type="checkbox"/> 組合間連携支援（追加） |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

【貸付制度の概要】

貸付対象者	中央会ならびに商工中金が定める支援対象テーマ（※）に取組む組合・組合員で、中央会から推薦された者
資金用途	設備資金、運転資金
貸付限度	100百万円（貸付金額は商工中金所定の審査によります）
貸付利率	商工中金所定の貸出利率－0.3%（固定金利） ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	商工中金の所定の審査によります
担保	商工中金の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	（組合へのご融資の場合）原則、組合役員 （組合員へのご融資の場合）原則、代表者1名
期限前返済	可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合がございます。

- ・商工中金の審査の結果ご融資できない場合もございます。（審査の結果につきましては、直接お申込人に回答いたします。）
- ・テーマ「再生可能エネルギー活用支援」については貸付限度「上限なし」、貸付利率・貸付期間は別途定めがございます。



継続は価値なり ～その3～

中小企業診断士／金丸修一

M&Aは、ホリエモンや村上ファンドの事件のころから一時下火になったが、近年増加傾向にある。円高を背景として、大手企業が海外企業の買収を活発化させたことは、報道等で知られているが、実は中小企業のM&Aも急速に増えている。その理由はこれまで述べてきた後継者問題、継続による価値消失の回避が大きいと思われる。大手M&A仲介専門業者によるとM&A相談案件の約8割は買い手側だと言う。つまり売り手市場なのだ。

中小企業のM&Aの場合、合併や会社分割というのは少なく、一般的には株式の譲渡（売買）が圧倒的に多い。上場企業と違い株価が市場で決まるわけではないので、株価算定の仕方により譲渡代金は違ってくる。どんなアプローチがあるか紹介しておこう。

●インカムアプローチ

DCF法など。将来稼ぎ出すであろうキャッシュフローを現在価値に修正して算出する。理論上優れているが、将来予測が難しい、計算式が複雑、算式の係数に恣意性が入りやすいといった欠点もある。

●マーケットアプローチ

類似会社比準法など。類似の株式公開会社の株価を参考に修正して算出する。マーケットの評価に近い株価が算出されるが、

類似会社選定に恣意性が入る、類似の公開会社がそもそもないといった問題もある。

●コストアプローチ

純資産額法など。時価による純資産額をもって株価とするのが一般的。営業権や将来価値が反映されない欠点がある。

実際にはこれらのアプローチを事業規模等に応じて使い分けたり、組み合わせたり、他の要素を組みいれたりして株価算出をしていることが多い。ただこれはあくまで交渉のためのたたき台となるものにすぎず、最終的には当事者間の合意価額となるのは言うまでもない。

後継者問題に限らず、先行き不安、赤字会社の再建・再生にもM&Aは有効な手段となりうるが今回はここまでとしよう。いずれにしても経営者は、企業価値を高めるための努力を怠ってはならないということは不変である。



協同組合 開成総合研究所 理事

年俸制と残業代

年俸制というと、プロスポーツ選手などでよく聞かれますが、最近では一般企業でも年俸制を導入する企業が増えてきました。

年俸制とは、賃金を年単位に決定する賃金決定方法のことをいい、支払いを年1回とするような支払い形態のことではありません。すなわち、年俸制であっても「毎月1回以上一定期日払いの原則」（労基法24条2項）が適用されるため、年単位で決めた年俸総額を12カ月に分割して支払う必要があります。

では、年俸制で雇用する従業員が時間外労働をした場合にもあらかじめ定めた年俸の月割額を支払えばよいのか、それとも年俸月割額とは別に残業代（割増賃金）を支払う必要があるのか、が問題となります。

この従業員が、労働時間・休日・休暇の規定の適用が除外されている管理監督者（労基法41条）に該当する従業員や、みなし労働時間制（労基法38条の2、38条の3、38条の4）が適用される従業員に年俸制を適用する場合には、年俸額に時間外労働割増賃金が含まれていると解されますので、年俸額とは別に割増賃金を支払う必要はありません。ただし、管理監督者は、深夜労働に対する割増賃金の支払いについては適用除外とされていませんし、みなし労働時間が適用される場合であっても、休日労働や深夜労働に対する割増賃金の支払いは必要となりますので注意が必要です。

しかし、一般従業員に年俸制を適用する場合には、原則として法定労働時間を超えて労働させた時間について、年俸額とは別に割増賃金を支払う必要があります。

ただし行政解釈として、例外的に、「年俸に時間外労働等の割増賃金が含まれていることが労働契約の内容であることが明らかであって、割増賃金相当部分と通常の労働時間に対応する賃金部分とに区別することができ、かつ、割増賃金相当部分が法定の割増賃金額以上支払われている場合は労基法37条に違反しないと解される」とされており、年俸月割額とは別に割増賃金を支払う必要はありません。

また、割増賃金を具体的に計算する場合、賞与額を含めた年俸額を12等分し、これを1年間における1カ月平均の所定労働時間数で除した額を割増賃金の算定基礎額として、これに割増率や時間数を乗じて割増賃金を計算することとなります。

ちなみに、年俸（ねんぼう）が正しいのですが、「ねんぼう」、「年棒」などと誤った使い方もまれに見られますのでご注意ください。



税務会計 Q&A

朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

特別積立金の取り崩しを行う場合の留意点



【質問事項】

当組合では、定款の規定により特別積立金を毎事業年度の剰余金の10分の1以上の額で積み立てていますが、毎期順調に利益を計上しているため、特別積立金の額が出資総額を大幅に上回っています。一方、当組合では、来期において固定資産の購入を予定しており、当期の定期総会において、特別積立金を取り崩したいと考えています。この場合、特別積立金を取り崩すうえで注意すべき事項について説明してください。



【回答事項】

1. 特別積立金の意義

特別積立金は、定款の規定により毎期一定の割合を積み立てるものです。特別積立金は、法律に規定がない積立金ですが、協同組合の財政の安定化等を目的として積み立てるため、全国中小企業団体中央会による模範定款例にも挙げられています。

2. 特別積立金の取り崩しについて

特別積立金は、法律に規定がない任意積立金の性格を有しているものであることから、その取り崩しについては、定款の規定に従い取り崩すこととなります。ただし、以下の点に注意が必要です。

(1) 定款の規定

特別積立金の取り崩しについては、全国中小企業団体中央会が模範定款例を以下のように公表しています。

(特別積立金)

1. 毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てるものとする。
2. 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

上記と同じ内容の定款を設けている場合には、上記2の但し書きにより、特別積立金が出資総額に相当する金額を超えており、かつ、損失がないときは、その出資総額を超える部分に限り、総会の議決により、損失のてん補以外の支出に充てることができます。

(2) 定款の取り崩し要件が損失のてん補に限定されている場合

定款に定められた取り崩しの要件が、損失のてん補に限られている場合には、それ以外の目的で特別積立金を取り崩すことはできません。

この場合、ご質問のように固定資産の購入を目的として特別積立金を取り崩すことはできません。

信州大学経営大学院・長野県信用保証協会共同公開講座 信用保証協会経営セミナーを開催します

信州大学経営大学院と共同で中小企業の皆さまや関係機関の皆さまを対象とした「信用保証協会経営セミナー」を下記日程で開催します。
大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

会 場		開催日時	定員
諏 訪	RAKO華乃井ホテル	平成24年10月18日(木) 13時30分～16時30分	50名
長 野	メルパルク長野	平成24年11月20日(火) 13時30分～16時30分	100名

内 容

<諏訪会場>

- ◆講演 「これからの社会環境の変化と企業経営」～変化の中で世界観をもった経営～
講師：信州大学経営大学院長・教授 鈴木 智弘 氏
- ◆講演 「中小企業の国際化その光と影」～中国投資事例から～
講師：中小企業基盤整備機構 シニアアドバイザー（国際化支援） 山田 渉 氏

<長野会場>

- ◆講演 「時代の変化と経営革新の方向」
講師：信州大学経営大学院 特任教授 大野 雄三 氏
- ◆講演 「21世紀中小企業の未来を拓く」～中小企業憲章の意味するもの～
講師：嘉悦大学大学院 ビジネス創造研究科 教授（横浜国立大学名誉教授、
信州大学経営大学院客員教授、前日本中小企業学会会長） 三井 逸友 氏

主 催：長野県信用保証協会・信州大学経営大学院

後 援：長野県中小企業団体中央会・長野県経営者協会・長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会・長野県中小企業振興センター

参加費：無料

※事前申込が必要です（各回とも定員になり次第締め切りとさせていただきます）

お申込み・お問い合わせ先



長野県信用保証協会 保証統括部保証推進課

TEL：026-234-7680 FAX：026-233-5030 E-mail：hosyo-tokatsu@nagano-cgc.or.jp

長野労働局からのお知らせ

I 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいませすようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者^{*}の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！

従業員50人以上56人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

II 雇用調整助成金などの支給要件の見直しについて

雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金については、平成20年9月のリーマン・ショック後、支給要件を緩和することで多くの事業主の皆さまが利用できるようにしてきましたが、その後の経済状況の回復に応じて見直されることとなりました。

平成24年10月改正

【生産量要件の見直し】

最近3か月の売上高又は生産量がその直前3か月又は前年同期と比べ5%以上減少

↓

最近3か月の売上高又は生産量が前年同期と比べ10%以上減少

また、中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であれば、5%未満の減少でも助成対象としていましたが、この要件を撤廃します。

(平成24年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【支給限度日数の見直し】

3年間 300日

↓

1年間 100日 3年間 150日

(1年100日は平成24年10月1日以降、3年150日は平成25年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【教育訓練費（事業所内訓練）の見直し】

大企業 2,000円 中小企業 3,000円

↓

大企業 1,000円 中小企業 1,500円

(平成24年10月1日以降の判定基礎期間から適用)

(注) 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の事業主については、6か月遅れで実施されます。

お知り合いの就活中の方に、 中央会の合同就職面接会への 参加をお勧めください！

長野県中小企業団体中央会は、大学等の若手人材を地域中小企業の戦力にするため、日常的な顔の見える関係づくりから、中小企業とのマッチング、新人社員の定着支援までを一貫してサポートする「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施しております。

この事業の一環として合同就職面接会を下記の日程により開催します。県内のキラリと光る企業が多数参加します。

合同就職面接会日程一覧（開催日順）

会場名	日 時	場 所
長野会場	平成24年9月18日（火） 13:00～16:30	ホテルメトロポリタン長野
松本会場	平成24年9月27日（木） 13:00～16:30	ホテルブエナビスタ

対 象 者

平成25年3月、県内外の大学・短大・高専・専修学校の卒業予定者と卒業後概ね3年以内の未就職者

参 加 申 込

参加申込は不要です。当日直接会場にお越しください。（参加無料）

参 加 企 業

長野会場 40社、松本会場 26社（8月31日現在）

信濃毎日新聞9月15日（土）前後の広告をご覧ください。

ホームページ（<http://www.alps.or.jp/jinzai/>）でも順次掲載しております。

【問い合わせ先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

採用枠の拡大と新規学校卒業者の採用のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、長野県内の雇用情勢は、欧州政府債務危機、円高・株安の再燃、さらに国内の電力問題など先行きに不安はあるものの、持ち直しの動きが続いており、本年6月の月間有効求人倍率は0.83倍となっています。

一方、本年6月末現在、長野労働局管下の各ハローワークで受け付けた来春の高校卒業予定者を対象とする求人数は、去年同期比で10.9%増加しているところですが、就職希望者が増加していることもあり、新規学校卒業者の求人倍率は0.42倍と低い状況であり、就職環境は極めて厳しい状況にあります。一人でも多くの新規学校卒業者が希望と意欲を持って社会人としての一步を踏み出すことができるように、雇用の場の一層の確保が求められます。

もとより、新規学校卒業者は、将来の地域を支える重要な人材であり、若年期に就業を通じた知識・技能の習得の機会を得られないことは、本人にとってキャリア形成の支障となるだけでなく、地域の将来にも深刻な問題を起しかねません。

長野労働局、長野県及び長野県教育委員会では、求職者の就職支援やキャリア形成支援策の拡充を図りながら、それぞれの施策を最大限に活用した支援に努めるとともに、各学校とハローワークの連携を深め、希望者全員の就職の実現に努めてまいります。

貴事業所におかれましても、景気の先行き不透明感が払拭されない中ではありますが、将来を見据えた新規高等学校卒業者の採用枠の拡大に積極的なご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年8月

事業主各位

長野労働局長 本川 明

長野県知事 阿部 守一

長野県教育長 山口 利幸

全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である
団体・協同組合等に参加している会員の皆様専用の保険です!



労災
対策に!

全国中小企業団体中央会の

業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

(一般傷害保険)

今なら最大

約

55%割引!!^(*)

東京海上日動の経営ダブルアシスト[®]なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

(*)団体制引30%・過去の損害率による割引30%・役員員一括契約割引5%もしくは10%

上記割引は、平成24年10月1日午後4時から平成25年10月1日午後4時の保険期間中に
ご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

現在の経済環境にマッチした制度内容!!

POINT

割安な保険料を比較してください!!

保険料例

一般契約保険料

一般契約口座振替12回分割払
月々 93,060円(年間 1,116,720円)

経営ダブルアシスト[®] 保険料

団体契約口座振替12回分割払
月々 46,760円(年間 561,120円)

年間で555,600円も割安!



【上記保険料の契約条件】

- 以下の条件で試算した保険料になります。
業種・建設事業(加入者の業務に下請業者として作業に従事の方を含みます。)
売上高:3億円(役員5名・24時間補償)
<従業員>死亡・後遺障害3,000万円、入院10,000円、通院5,000円、事業主費用300万円、
使用者賠償責任補償(1名・1災害につき1億円)
- <役員>死亡・後遺障害3,000万円、入院10,000円、通院5,000円、事業主費用300万円
- 一般契約は「業務上疾病担保特約」、経営ダブルアシストは「業務上疾病担保特約(死亡保険金担保)」が付帯された保険料となります。
- 分割保険料のほか、制度維持費500円が毎月加算されます。
- 上記事例は参考例です。一般契約保険料にも役員員一括契約割引が適用されているため、約55%割引とはなりません。
実際の保険料は個別に異なりますので、詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

中小企業経営者の皆様へ

大きな安心をお届けします。

医療共済

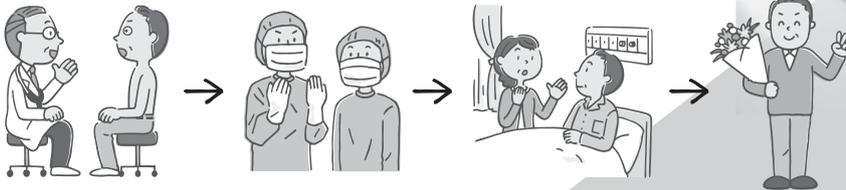
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日**7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で

通院1日 **3,000**円

入院1日 **10,000**円

死亡 **1,000**万円

中小企業の絆きずな絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

0120-86-9431

受付時間:月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00(祝祭日除く)

第64回

中小企業団体 全国大会



- ◆ 日 時 平成24年10月25日(木)
午後2時10分～4時40分
- ◆ 場 所 フェニックス・シーガイア・リゾート
「シーガイアコンベンションセンター」
- ◆ 参加申込 長野県中央会では各支部にて参加申込を受付けています。皆様の積極的なご参加をお願いします。

平成24年度

中小企業組合 検定試験



検定試験を受けて
組合士になろう!

JUST TRY
2012 12.2
< SUN >

1 組合 1 組合士
組合のあしたを拓く組合士

■受験資格

特になし

(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)

■試験科目

●組合会計 ●組合制度 ●組合運営

■試験日

平成24年12月2日(日)

■試験地

長野市 長野第一ホテル (TEL:026-228-1211)

■願書受付期間

平成24年9月3日(月)～10月15日(月)

■受験料

5,000円(一部科目免除者は3,000円)

■お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、下記までお問い合わせください。

長野県中小企業団体中央会

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 TEL: 026-228-1171

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに
「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進し
ましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

9

No.430

第430号 平成24年9月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)